（地方法人特別税等に関する暫定措置法に基づく地方法人特別税の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第五条　地方法人特別税等に関する暫定措置法に基づく地方法人特別税の納付手続の特例に関する省令（平成二十年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別紙書式を次のように改める。

別紙書式

第一片

納付書・領収証書　国庫金　地方法人特別税

平成　年度　内閣府、総務省及び財務省所管
交付税及び譲与税配付金特別会計（善　号）
（取扱庁名（善　号））

（住所）
（氏名）　殿

注意
1. この納付書は、3枚1組となっていますから、3枚とも納付場所に提出してください。
2. 納付金額を納付するときは、納付者の住所及び氏名並びに納付金額を明瞭に記入し、納付場所に提出してください。

納付金額の計算	区分	金額
	納付額 ①	
	還付額 ②	
	還付金等還納額 ③	
	前月調整後不足額 ④	
	払込額・不足額 ⑤=①-②+③-④	
納付金額		

納付目的
地方法人特別税等に関する暫定措置法第12条第3項に基づく地方法人特別税交付金
納付期限
平成　年　月　日
納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付印）

第二片

領収控　国庫金　地方法人特別税

平成　年度　内閣府、総務省及び財務省所管
交付税及び譲与税配付金特別会計（善　号）
（取扱庁名（善　号））

（住所）
（氏名）　殿

納付金額の計算	区分	金額
	納付額 ①	
	還付額 ②	
	還付金等還納額 ③	
	前月調整後不足額 ④	
	払込額・不足額 ⑤=①-②+③-④	
納付金額		

納付目的
地方法人特別税等に関する暫定措置法第12条第3項に基づく地方法人特別税交付金
納付期限
平成　年　月　日
納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付印）

第三片

領収済通知書　国庫金　地方法人特別税

あて先　歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地

平成　年度　内閣府、総務省及び財務省所管
交付税及び譲与税配付金特別会計（善　号）
（取扱庁名（善　号））

（住所）
（氏名）　殿

納付金額の計算	区分	金額
	納付額 ①	
	還付額 ②	
	還付金等還納額 ③	
	前月調整後不足額 ④	
	払込額・不足額 ⑤=①-②+③-④	
納付金額		

納付目的
地方法人特別税等に関する暫定措置法第12条第3項に基づく地方法人特別税交付金
納付期限
平成　年　月　日
納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付印）

備　考
1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
2　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。
3　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の2の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。
4　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

（支出官事務規程等の一部改正）

第六条　次に掲げる省令の規定中「同法第百四十一条」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十一条」に改める。

一　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第六条第一項第五号

二　特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号）第十三条第三号

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。